

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県庁組織規程の一部改正
- ◇告示 建設業者の変更登録
- 鳥取県東部西部海部海区漁業調整委員会委員の任命
- ◇正誤 昭和二十七年六月十三日鳥取県公報第二千三百二十号中訂正
- 昭和二十七年八月十五日鳥取県公報第二千三百三十八号中訂正

## 規則

鳥取県庁組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年九月十二日

鳥取県知事 西尾愛治

### 鳥取県規則第七十五号

鳥取県庁組織規程の一部を改正する規則

鳥取県庁組織規程（昭和二十六年十月鳥取県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六條中総務課の「二十二 爆薬物の処理に關すること」及び「二十四 特殊物件の処理に關すること」を削り、第二十三号を第二十二号に、第二十五号を第二十三号とし、以下順次繰り上げる。

第七條中世話課に第十号として次の一号を加え、第十号を第十一号とする。

十 戦没者遺族補償に關すること

第九條に第十七号として次の一号を加え、第十七号を第十八号とし、以下順次繰り下げる。

十七 爆薬物の処理に關すること

第十三條中開拓課に第十号として次の一号を加える。

十 移民に關すること

別表中「鳥取県教職員適格審査会」を削り、鳥取県身体障害者福祉審議会の次に「鳥取県更生医療医療費審査会」

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

を、境戦災復興土地区劃整理委員会の次に「鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、鳥取県教職員適格審査会については、昭和二十七年四月二十八日から、鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会については、昭和二十七年四月三十日から、鳥取県更生医療医療費審査会については、昭和二十七年九月九日から適用する。

告示

鳥取県告示第四百四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年九月三日変更登録した。

昭和二十七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 年月日 又は名称 主たる営業所 申請者

鳥取県知事 昭和二十七年九月十二日 森本建設工業株式会社 野村大字宮ノ下 岩美郡宇倍町一四〇番地 森本定雄  
 (3) 第七十八日 新鳥取市吉方 一六六番地

鳥取県告示第四百四十四号

漁業法（昭和二十五年法律第二百六十七号）第八十五條第三項第二号の規定により昭和二十七年八月十五日次のとおり 東部 西部 漁業調整委員会委員を任命した。

昭和二十七年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、東部海区

区分 氏 名 職業 住 所

学識経験委員 浜口虎太郎 漁業 鳥取市賀露町  
 同 高田 三郎 同 東伯郡長瀬村大字長瀬  
 公益代表委員 石河 大直 村長 岩美郡大岩村

二、西部海区

区分 氏 名 職業 住 所

学識経験委員 和田富士一 漁業 西伯郡境町  
 同 浅田 利藏 材木業 西伯郡淀江町  
 公益代表委員 高森 勝義 村 長 西伯郡彦名村

正 誤

昭和二十七年六月十三日鳥取県公報第二千三百二十号県告示第三百三号中誤植があるので次のように訂正する。

三、昭和二十七年産蚕繭に適用する被害程度別支払共済金

被害程度別 瓦当共済金額	被害程度別 掃立不能	被害程度別 瓦当共済金額	被害程度別 掃立不能
三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円

昭和二十七年八月十五日鳥取県公報第二、三三八号県告示第四百九号中誤植があるので次のように訂正する。

頁 段 行

八 上 十四 前條の規定による建設大臣が 前條の規定により交付する補助金の額は、法第七條第三項の規定による建設大臣が

九 下 十一 第一号様式 第一号様式  
 防火建築帯造成果費補助金交付申請書 防火建築帯造成果費補助金交付申請書

一金 円也

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 鳥  
鳥 取 取  
取 者 縣 縣  
所 縣 鳥 鳥  
鳥 取 鳥 取  
取 市 市 東 東  
縣 町 町  
印 取  
刷  
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

# 鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。  
本県においては県民の皆様の日常生活に  
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの  
公報に登載して公布しております。  
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み  
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課